

外郭団体改革について

追加討議：外郭団体との随意契約

平成23年度の外郭団体との随意契約の状況

■これまでの取組み

●平成20年5月「北九州市外郭団体経営改革プラン」

外郭団体に対して随意契約で行っている委託業務については、原則競争入札とする。

特例的に随意契約を実施する事業については、その妥当性の検証等を厳格に行う。

■平成23年度の随意契約総額

32億3,508万円(内再委託6億744万円)

*H18年度実績66億88百万円から約半減

主な委託事業、随意契約理由、契約金額、再委託状況は別紙のとおり

それぞれの随意契約は、業務の特殊性や効率性など一定の理由をもって行われており、適切に対応してきたところである。

外郭団体との随意契約に関連する 調査会での議論の確認

■外郭団体の役割

第一次答申の官民の役割分担の基本的な考え方を踏まえた上で、

- ・民間委託等ができない、又は適さない
- ・市が直接実施するより効果的、効率的な事業運営ができる

分野の実施主体として市の政策実現の一翼を担う

■随意契約等について

「民間にできるものは民間に委ねる」という視点を踏まえ特命随意契約で外郭団体に業務を任せている場合、民間やNPO等、真に担うことができる組織がなにかどうかをよく精査する必要

外郭団体との随意契約に関する課題

■ 調査会での外郭団体の役割等の議論を基本として 考えた場合更なる課題は

「随意契約とする理由、契約金額の妥当性及びその透明性等」についての検証、
担保するための仕組み

* 外郭団体の役割に照らして妥当である業務については、結果的に随意契約となる。
逆に役割に照らし妥当でない業務だけを担っている団体であれば、団体自体の存在意
義がないということになる。

・北九州市外郭団体経営改革プラン

特例的に随意契約をすすめる事業については、その妥当性の検証等を厳格に行う

・当調査会でのこれまでの議論

民間やNPO等、真に担うことができる組織がないかどうかをよく精査する必要

⇒ これを担保するためにはどんな仕組みが必要か

現状と改善案

随意契約の妥当性に関する事項

現状	改善案
市が定めた随意契約ガイドラインに基づき、各事業課で判断	<p>①事業者への意思確認 法令等に基づく業務等、随意契約の理由が明白である場合を除き、民の担い手の現状を明らかにするため、原則として、ガイドラインに基づき委託事業参加者の有無を確認する公募を実施する。 その結果を踏まえ、入札や企画提案方式等に移行する。</p> <p>②新たな自己統制の仕組み 事業者への意思確認を経ないで随意契約となるもの（法令等に基づく業務等随意契約の理由が明白である場合を除く）で、一定規模以上の契約について、副市長等を筆頭とする「(仮称)外郭団体随意契約適正化委員会」でその妥当性等を審議し、内容を公表した上で適切な対応をとる。</p> <p>③新たな外部評価の仕組み 上記のうち、継続的に実施している又は実施予定の事業については外部評価によりその妥当性等を審議し、その内容を公表(3年置き)した上で適切な対応をとる。</p>

現状と改善案

透明性・情報公開に関する事項

現状	改善案
随意契約の相手方、契約金額、理由についてHPで適宜公開	<p>④新たな情報公開の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none">・毎年決算時期に外郭団体との随意契約の状況等についてとりまとめ、公開する。・市議会に報告する「法人の経営状況報告」に同内容について記載し、議会に報告する。 <p>⑤新たな情報公開項目の追加</p> <p>④による公開情報に、</p> <ul style="list-style-type: none">・団体が直接担う業務及び決算金額・再委託業務の契約方法、相手先、金額・再委託で随意契約とした場合はその理由を新たに追加する

現状と改善案

その他

現状	改善案
<p>外郭団体については、「北九州市外郭団体指導調整要綱」を定め、運営に関する重要な事項等について指導、調整、助言を行っている。</p>	<p>⑥指導調整の機能の強化 左記の要綱に基づき、外郭団体が行う契約について、安易な随意契約が行われないうかが、指導を強化する。</p>

現在随意契約を行っている業務の個別見直し

- 1 現在、第一次答申「官民の役割分担と持続的な仕事の見直しの仕組み」の中で、「民でできることは民で」という考え方の下、事業の総点検に着手している。

来年度以降の契約に際しては、新たな改善案に基づき適切に対応し、透明性をもった契約に改善していく。
- 2 本日の仕組みに関する改善(案)については、調査会での意見を踏まえ、市としての対応方針を決定し、新たな行財政改革実施計画に盛り込む。

参考

1 地方自治法及び同施行令(抜粋)

2 北九州市業務委託に係る随意契約ガイドライン(抜粋)

3 平成23年度本市と外郭団体との随意契約の状況

地方自治法及び同施行令（抜粋）

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

第六節 契約

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

（以下略）

地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号）

第六節 契約

（随意契約）

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十六項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定す

る障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

（以下略）

北九州市業務委託に係る随意契約ガイドライン【抜粋】

随意契約を行うことができる場合（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）

第1号関連 「少額随契」と言われるもの

業務委託については、予定価格100万円以下で、複数見積を徴し相手方を選定する場合に限る。（3号及び4号は、契約規則で定める手続きによる。）

「1件5万円以下の契約」を除き、1者のみの見積りで契約（特命随意契約）する場合は、第2号、5号、6号又は7号を適用すること。

第2号関連 性質又は目的が競争入札に適しないものの契約をするとき

1 法令等により契約の相手方が特定されるもの

・「法令等」とは法令（法律、政令、省令）及びこれらに基づく通知等並びに本市で定める条例、規則を言う。

2 契約、協定、覚書その他の文書において、あらかじめ契約の相手方を特定しているもの

・当該契約を行うものと別に締結された契約、協定、覚書、その他の文書において、当該契約の相手方となることが特定されているもの。
・当該契約の相手方を特定する契約、協定、覚書、その他の文書を締結することに合理的な理由があり、法令等に適合している場合に限る。
・商習慣上、複数年度にわたる期間を前提とする業務であるため、当該契約の相手方が特定されるもの。（フルメンテナンス契約）

4 特殊な技術、知識、資格、設備機器等を要する業務であり、履行可能なものが1者に特定される場合

・特殊な機器、設備、情報処理システム等を所有する者でないと履行できないもの

・特定分野等に関して先導した調査研究実績を有する大学、研究機関等でなければ業務の履行ができないもの。

・市が所有する又は使用している特殊な機器、設備、情報処理システム等に係る業務であり、機器、設備に関する技術内容を公開していないことや情報処理システムに排他的権利が設定されており、開発業者、設置業者、系列業者又は当該業者から技術指導を受けた者でないと業務の履行ができないもの。

・その他、業務の目的や内容、範囲、規模、履行期間の制約等の条件から、特殊な技術、専門的な知識、資格等（以下「特殊な技術等」をいう。）を有する者の中で履行可能なものが1者に特定される場合。

この場合、特殊な技術等を有する者をすべて特定し（資格のように登録内容により確認できないものについては、同業他社等に確認することにより全て特定することが可能である場合に限る）、履行可能であることを確認することを原則とする。ただし、特殊な技術等を有する者を全て確認するまでもなく、契約条件を勘案すれば履行可能な者が1者に特定されることが明らかである場合はこれを省略することができる。

・他に履行できる者がいる場合（他の者が当該業務に必要な特殊な技術等を取得し履行可能となる場合を含む）や他に履行できる者がいるかいないか分からない場合は、当該規定の適用はできない。

6 施設の維持管理を委託する場合で、他の施設（市以外の者が所有管理する施設を含む）と一体的に維持管理しなければ業務上支障が生ずるため、他の施設の維持管理をしている者に委託する場合。

・他の施設に併設、隣接あるいは近接している施設の維持管理について、施設の管理上の問題から他の施設と一体的に管理することが不可欠である場合。

8 市の政策（福祉政策、商工業振興政策）の中で位置づけられるため、特定の者との契約を必要とするもの

- ・令第167条の2第1項第3号又は第4号に関連して補完的に当該規定を設けたもの。（従って、3号、4号に該当するものは、除く。）
- ・3号、4号に該当しないもので、市の政策（福祉政策、商工業振興政策）的位置づけがあれば、役務の提供（業務委託に限る）を受ける契約についても随意契約ができるもの。例としては、障害者の雇用促進政策として、福祉工場の施設運営を特定の障害者団体に随意契約で委託する場合や商工業振興政策では、市の政策的な位置づけにより新規事業分野における商品等の研究・開発を、特定の者に委託する場合などが考えられる。

9 当該業務の履行を目的として設立された特定の団体への委託

- ・当該業務の履行を目的として設立された特定の団体とは、当該業務の実施に向けて市が関与し、設立された団体又は委託に向けて市が関与した既設の団体を言う。
- ・この団体は、ボランティア団体、特定非営利活動法人、実行委員会（実行委員会、協議会、委員会など）、社会福祉法人、一般社団法人及び一般財団法人（本市の外郭団体を除く）に限るものとする。
- ・ボランティア団体、実行委員会については、市職員が職務と離れてボランティアで参加しているような場合を除き、構成員に市を含む場合は、適用対象としない。（委託料で執行すべき合理的な理由がある場合を除く。）
- ・放課後児童健全育成事業、北九州市市民センター管理運営等業務については、委託先が本市の外郭団体である場合も適用対象とする。
- ・補助金や負担金等で執行すべきものを委託料で執行することのないよう注意すること。

10 事業の実施場所（施設を含む）や企画、事業で利用する展示品が指定されることにより、契約の相手方が特定されるもの

- ・指定された実施場所（施設を含む）や企画の権利、展示品を所有または管理している者（所有者又は管理者の指定する者を含む）と契約する場合
- ・指定された実施場所（施設を含む）や企画、展示品でなければ事業目的が達成できない場合に限る。
- ・企画提案方式で選定された者との契約により実施された事業について、契約期間終了後も引き続き事業を継続する必要がある、当該企画に関するその者のノウハウと実績を活用しなければ事業の継続が困難である場合。
- ・企画には、持込み企画を含む。
- ・物品売払代金の徴収又は収納の事務を委託する場合。

- 1 2 契約目的を達成するためには、業務対象者の利便性等を考慮し一定の基準を設けて複数の者と契約（複数の者を取りまとめている団体がある場合にはその団体と一括契約）する必要がある、競争入札を実施することが適当でないもの

この規定は、業務対象者の利便性等を考慮し、一定の水準以上にあれば、委託業務に対応できるすべての者と契約する場合に適用できるものとする。

「複数の者を取りまとめている団体がある場合には、その団体」とは、例えば、各医療機関が加盟している市医師会、市歯科医師会などを指す。これらの機関と一括契約することで、各医療機関と個別の契約を締結する煩雑さを回避することができる。

- 1 4 契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があるもの（いわゆる企画提案方式（企画コンペ方式）によるもの）

- ・企画提案方式については、「業務委託契約事務の手引き」を参照のこと。
- ・審査委員会での審査基準、審査結果等の記録は必ず残しておくこと。
- ・公募型の企画提案方式（より広く参加者を募るため、公募を実施し選定された相手方と契約する場合）を含む。

- 1 7 関係団体及び個人との連携、協力が不可欠な業務であり、関係団体等で組織された公共的団体又は関係団体等と連携、協力を得るためのネットワークを有する公共的団体でなければ、業務目的を達成できないもの

・「公共的団体」とは、農業協同組合、森林組合等の産業経済団体、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、文化協会、体育協会等の文化教育事業団体など公共的な活動を営む団体とする。

- ・関係団体との連携、協力が不可欠である理由を明確にすること。
- ・また、他に履行可能な公共的団体がいないことが明らかであること。

18 参加者の有無を確認する公募を実施した結果、当該業務を履行可能なものが1者しかいないことが確認された場合

- ・参加者の有無を確認する公募とは、業務の専門性や特殊性から、他に履行できる者がいないと判断し特定の者と随意契約していたような委託業務のうち、応募要件等を明示して他に履行できる者がいないことを確認する手続きを言う。
- ・当該規定は、「北九州市委託業務への参加者の有無を確認する公募手続きに関する要綱」第10条に基づいて、随意契約を行う場合に適用する。

第5号関連 緊急の必要により競争入札に付することができないとき

緊急に履行しなければならない業務であって、競争入札に付する時間的な余裕がなく、かつ緊急に対応しなければ市民生活に多大な影響を及ぼすと認められるもの

- 1 道路陥没、自然災害等に伴い緊急に復旧を必要とするもの
- 2 電気、機械設備等の故障に伴い緊急に復旧を必要とするもの
- 3 災害、事故等を未然防止するために緊急を要するもの

第6号関連 競争入札に付することが不利と認められるとき

- 1 現に他の業務を履行中の者に、当該業務を連携又は一体的に履行させることにより、委託期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき

- ・「他の業務」とは、本市の発注業務に限らないものとする。
- ・当該業務委託だけを考えれば他にも履行できる者はいるが、他の業務と連携又は一体的に行うことで、経費の削減や期間の短縮、あるいは円滑な業務の実施ができるなどにより効果的で効率的な委託ができるため、他の業務を行っている者に委託することが市にとって有利と認められる場合。

第7号関連 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき

- 3 その他、競争入札に付するよりも著しく有利な価格で契約を締結できるとき。

- ・単に参考見積により著しく有利な価格であることを確認するものでなく、正当かつ特殊な事情があり、誰がみても競争入札に付した場合より著しく有利な価格で契約を締結できる場合に限る。なお、次年度以降も継続されることが予想される業務については、競争入札による複数年度契約が可能な場合もあるので、本規定の適用については、慎重に判断すること。

平成23年度 本市と外郭団体との随意契約の状況

参考資料3

(単位：千円)

団体名	業務等の名称 (業務開始年度)	随意契約 金額	随意契約における 特命理由	再委託の状況	
				金額	内 容
北九州国際交流協会	外国人市民への日本語支援事業 (H21)	8,099	<ul style="list-style-type: none"> 協会に蓄積された日本語習得支援及び生活支援も含めた外国人支援に関する専門知識と豊富なノウハウ、ボランティア団体の設立支援の実績等を有する者が他にいない。 	0	
北九州市芸術文化振興財団	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市立美術館分館施設維持管理業務(H15) 北九州市立埋蔵文化財センター施設維持管理業務(H15) 埋蔵文化財発掘調査等業務(S59) 埋蔵文化財発掘調査等業務(S53) 北九州市立埋蔵文化財センター展示室展示業務(H23のみ) 	283,978	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市立美術館分館施設維持管理業務について、芸術劇場とバックヤード等の施設を共有しており、両者は密接不可分で分離して管理することはできないため。 北九州市立埋蔵文化財センター施設維持管理業務について、同財団は、本市から埋蔵文化財発掘調査を受託し、当センターに活動拠点を構えており、同業務の一連として施設の管理を行っている。 埋蔵文化財発掘調査等業務について、文化庁の通知で市または財団しか実施主体となれないことから、本市が調査困難な場合の委託先は同財団以外にないため。 北九州市立埋蔵文化財センター展示室展示業務について、実際に発掘調査を行った学芸員が調査結果と専門知識をもとに当センターに収蔵する文化財の展示業務を行うため。 	1,580	電気設備保安管理、消防設備・工しべモニター・空調機器の保守点検
アジア女性交流研究フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> 大手町ビル維持管理委託(H7) データD.V.予防教室等業務(H23のみ) 	33,365	<ul style="list-style-type: none"> 当該ビルのうち占有面積が最大である男女共同参画センターの指定管理者が一体的管理した方が効果的である。 当該教室を実施するファシリテーターを統括できる団体がフォーラム以外にいない。 	18,371	清掃、保安警備、設備等保守点検、防火シヤッター点検、特殊建築物定期点検、空調排気口特別清掃等

平成23年度 本市と外郭団体との随意契約の状況

団体名	業務等の名称 (業務開始年度)	随意契約 金額	随意契約における 特命理由	再委託の状況	
				金額	内容
北九州国際技術協力協会	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア低炭素化センター支援業務 (H22) ・マレーシア国における廃棄物管理業務の効率化事業補助業務 (H23) ・ロシア・バシコルスタン産業交流可能性調査 (H23のみ) 等 	28,571	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア低炭素化センター支援業務について、市内企業の情報、環境技術に精通し、海外との人的ネットワークやビジネスマッチング等、豊富な知見、経験、人材を総合的に備えており、実施できる者が他にいないため。 ・マレーシア国における廃棄物管理業務の効率化事業補助業務について、本市での環境・産業分野における豊富な経験を有し、海外諸都市の現地の状況にも精通しており、またネットワークを有する機関は他にいないため。 ・ロシア・バシコルスタン産業交流可能性調査について、ロシア連邦の鉄鋼関連産業についての調査実績があり、かつ市内鉄鋼関連企業のニーズについて精通している機関は他にいないため。 	0	
北九州市環境整備協会	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザ運営業務 (H6) ・ごみ収集業務 (H10) ・道路狭あい収集業務 (H15) ・紙パケットレー選別業務 (H12) 等 	718,733	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの施設の運営経験の蓄積等により、少ない人員配置で安定的に運営できる。 ・ごみ収集業務の実施に関し相当の経験を有しており、業務を安定的に、かつ確実に履行することができ、道路狭あい地域においては、通常のごみ収集集と同じ業者に委託することにより、安定的かつ低廉なおこなうことができ、新門司工場内に事務所等があり、同保同協会は、専門司工場内に事務所等があり、同保同協会の維持管理に際し、迅速・柔軟な対応が可能であり、業務上必要な初期投資が抑制できる。 	2,119	清掃・空調・昇降機・消防設備保守点検
北九州産学連携推進機構	<ul style="list-style-type: none"> ・産学連携プランナーによる環境ビジネス促進事業 (H21) ・ベンチャーイノベーションラボ運営事業 (H20) ・アジア環境ビジネス展開支援事業補助 (H23) 	31,834	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な支援ノウハウや経験豊富な人材、関係機関とのネットワークなど、当該業務で求められる知見やノウハウを有する唯一の機関である。 ・テラワークセンターの指定管理業務を受託しており、専門的な支援ノウハウや関係機関のネットワークを有し、効果的な履行が可能である。 ・市内企業の情報が豊富で、助成金の審査業務や付随する精算、企業へのアドバイスの豊富なノウハウを有する唯一の機関である。 	3,010	KVIC (北九州ベンチャーイノベーションセンター) フェア実施業務、KVIC総会運営、KVICホームページ管理、KVICマッチングサイト作成、広報等印刷物製作

平成23年度 本市と外郭団体との随意契約の状況

団体名	業務等の名称 (業務開始年度)	随意契約 金額	随意契約における 特命理由	再委託の状況	
				金額	内容
九州 マ ヒューメディア ン ア ン タ ー	北九州 e - P O R T 構想推進事 業業務 (H14)	15,050	情報分野に関する最新の技術動向や専門的知識に精 通し、本市経済情勢や地元企業の状況に関する知 見、中立性・公平性などを有する。	5,886	ホームページ運用管理及び リユースサーバー運用管 理、リーフレット・チラシ 作成、U-STREAM配信代行
西日本 産 業 貿 易 コ ン ベン シ ョ ン 協 会	・大規模コンベンション関連連調 整業務 (H23) ・ロボット産業マッチングフエ ア北九州会場運営業務 (H19)	7,095	・本市唯一のコンベンション推進機関であり、現在 実施中の誘致業務との連携及び主催団体等との幅広 いネットワークを有し、調整できる団体は同協会以外にい ない。 ・同協会が主催し、西日本総合展示場で開催予定の 西日本機械展と合同で行うことにより、集客を高め ることができ。	0	
北九州 市 都 市 整 備 公 社	・動物サポーター事業 (H14) ・学習プログラム事業 (H18) ・旭山動物園ライブ映像管理業 務 (H18) ・到津の森魅力向上事業 (H23の み) 等	51,269	・到津の森公園の指定管理者である同財団が施設管 理運営と一体的に行うことができるとともに、業務 に必要な専門知識を有している。	20,561	寄付者プレート作成業務、 教育プログラムの教材作 成、陳列ケース作成、動物 歯型模型作成、ロゴサイ ン・園内掲示物・園内マッ プ等作成
帆柱ケ ー ブル	・皿倉山頂展望台管理運営業務 (H19) ・皿倉地区観光振興事業 (H19) ・帆柱自然公園維持管理業務 (S30年代)	29,295	・皿倉山頂、帆柱自然公園などの情報を熟知してい る。 ・ケーブルカーやスロープカーの運行と効率的な連 携が可能である。	500	公園内巡視・通報、利用者 への指導業務

平成23年度 本市と外郭団体との随意契約の状況

団体名	業務等の名称 (業務開始年度)	随意契約 金額	随意契約における 特命理由	再委託の状況	
				金額	内容
北九州高速鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州都市モノレール小倉線軌道敷等維持修繕業務 (S60) ・調査等業務 (H20、22、23のみ) ・モノレール駅舎公共連絡通路等維持管理業務 (H22、23のみ) ・集客対策事業 (モノレールまつり) (S63) 	425,804	<p>当該業務は軌道敷そのものを扱う調査及び維持補修等工事であり、国の指導 (軌道経営者が維持修繕を行うこと) により維持修繕は軌道経営者である同社が行うこととなっており、また、事故等発生時の迅速な対応などの面からも、同社が行うことが適当であり、さらに、同社所有の工作車を使用する事で経費の削減につながる。</p>	309,207	<p>照明取替、昇降設備の保守・修繕、連絡通路の軽軌道及び公共連絡通路の分岐器機器の分解修繕・保守、軌道桁架のモルタル部補修、駅舎外壁補修、軌道敷等維持修繕等</p>
ひびき灘開発	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の埋め立て処分等業務 (S54) ・北九州次世代エネルギーパーク見学者等対応補助業務 (H21) ・響灘ピオトーブ・エコツアー等運営業務 (H23のみ) 等 	79,025	<ul style="list-style-type: none"> ・響灘西地区廃棄物処分場は同社所有の廃棄物処分場と隣接しており、本業務を効率的に行える。 ・次世代エネルギーパーク展示PR設備は、エコタウンセンター別館に設置されている。そのため、エコタウンセンターの指定管理者である同社が見学者補助業務も行うことが効率的であるため。 ・響灘ピオトーブは当時廃棄物処分場であったため、処分場の管理を行っていた同社が状況に詳しくあったことから、委託を行ったもの。 	24,414	<p>日明積出基地車両誘導小運搬業務、常駐警備、その他機械・資材が必要なもの</p>
北九州埠頭	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設管理運営業務 (H10) ・保安対策用電気設備保守点検業務 (H17) ・港湾施設性能維持外業務 (S60) 	329,832	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設管理運営業務について、競争入札に向けた「業務参加者の有無を確認する公募」を実施したが、応募者がいなかった。 ・保安対策用電気設備保守点検業務について、港湾施設の管理運営業務を受託しており、管理運営に係る法規や制度に精通し、実務を熟知している。 ・港湾施設性能維持外業務について、24時間365日対応できる人員体制及び突発的な故障に即応できる技術力を有する企業は同社以外にない。 	86,346	<p>補助業務、点検、アドバイザ一派遣・減速機油入替作業・部品の亀裂検査・補修塗装、受電設備保護継電器特性試験 等</p>
北九州土地開発公社	用地買収のあっせん業務 (H20)	8,035	土地評価・損失補償基準等に精通し、事業用地関係者との交渉能力が必要であり、同社は、長年の経験から用地取得業務に精通している。	0	

平成23年度 本市と外郭団体との随意契約の状況

団体名	業務等の名称 (業務開始年度)	随意契約 金額	随意契約における 特命理由	再委託の状況	
				金額	内 容
福岡北九州高速道路公社	<ul style="list-style-type: none"> 市道富野台1号線(鳥越橋)橋梁補修工事(H22) 市ヶ坂橋橋梁補修工事(H22) 北九州高速5号線に接続する市道東田前田2号線の管理業務(H22) 	100,743	<ul style="list-style-type: none"> 都市高に跨る跨道橋の補修工事について、都市高を管理する同公社との基本協定(H13.8.28締結)に基づくもの。 都市高(5号線)と一体のため、事故等の緊急対応(交通規制)や事故処理等の緊急対応や利用者への事故情報発信等について万全の体制が図れるため。 	95,999	<ul style="list-style-type: none"> 工事施工業務、草刈・路面清掃業務、日常点検業務、照明点検業務、雪水対策業務、パトロール業務
北九州市住宅供給公社	市営住宅巡回管理人事業(H21)	4,180	市営住宅の管理代行者及び指定管理者であり、円滑な業務の実施が期待できる。	0	
北九州市福祉事業団	<ul style="list-style-type: none"> 介護認定審査会補助業務(H12) 更新申請に係る介護保険訪問調査事業(H13) 訪問等による介護予防支援業務(H18) 障害程度区分認定事務(H18) 地域担当看護職員活動事業(H11)等 	1,080,178	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉に関わる業務は、専門性・公共性が高く、関係団体等との連携や人的ネットワークが不可欠であるとともに、公平性・中立性が求められる。 当該団体は上記の条件を十分に満たしている。 幅広い福祉施設の運営実績がある。施設において、利用者の状況を把握した専門的なスタッフの継続的な支援が必要である。 業務に必要な専門家等、豊富な人材を有している。専門職が当該団体以外にほとんどいない。等 	39,450	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設備・点検・常駐警備・清掃、事業の設置業務、障害程度区分認定のうち遠隔地居住者の調査業務
合計		3,235,086			607,443

業務開始年度は一部推定を含む。